

畜産草地研究所研究報告 7号 表紙・目次・奥付

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-03-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://repository.naro.go.jp/records/2180">https://repository.naro.go.jp/records/2180</a>

略 号

畜草研研報

Bull. Natl. Inst. Livest.  
Grassl. Sci.

ISSN:1347-0825

CODEN:CSKKCS



# Bulletin of National Institute of Livestock and Grassland Science



第7号〈No.7〉平成19年3月 -March 2007-

**National Institute  
of Livestock and  
Grassland Science  
(NILGS)**

Ibaraki, Japan

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

**畜産草地研究所**

---

畜産草地研究所編集委員会  
Editorial Board

所長  
Director-General

柴田正貴  
Masaki SHIBATA

草地研究監  
Director, Grassland Research

舘野宏司  
Koji TATENO

編集委員長  
Editor-in-Chief

寺田文典  
Fuminori TERADA

副編集委員長  
Deputy Editor

中西直人  
Naoto NAKANISHI

編集委員  
Associate Editor

佐藤義和  
Yoshikazu SATO

長嶺慶隆  
Yoshitaka NAGAMINE

千國幸一  
Koichi CHIKUNI

花島大  
Dai HANAZIMA

山本嘉人  
Yoshito YAMAMOTO

井村治  
Osamu IMURA

井出保行  
Yasuyuki IDE

小林真  
Makoto KOBAYASHI

澤村篤  
Atsushi SAWAMURA

---

# 畜産草地研究所研究報告

第7号 (平成19年3月)

## — 目 次 —

### — 原著論文 —

- ブタ子宮内膜におけるエストロゲンレセプターに対するエストロゲンおよび  
エストロゲン様化学物質の結合の競合  
.....岡野 彰・高橋ひとみ・高橋昌志・下司雅也..... 1

### — 学位論文 —

- ブロイラーからの窒素排泄量低減に関する研究  
.....山崎 信..... 9
- ワルナスビ (*Solanum carolinense* L.) の種子による牧草地への侵入過程に関する研究  
.....西田智子.....51

BULLETIN OF  
NATIONAL INSTITUTE OF  
LIVESTOCK AND GRASSLAND SCIENCE

No.7 (2007.3)

CONTENTS

**Research Papers**

- Akira OKANO, Hitomi TAKAHASHI, Masashi TAKAHASHI and Masaya GESHI :  
Binding Competition Between Estrogen and Xenobiotic Chemicals with Estrogen Receptors  
in the Porcine Endometrium ..... 1

**Research Note**

- Makoto YAMAZAKI : Studies on Reduction of Nitrogen excretion from Broiler Chicks ..... 9
- Tomoko NISHIDA : Studies on the Invasion Processes of Horsenettle (*Solanum carolinense* L.)  
via Seeds in Pastures ..... 51

別紙様式

## 著作物利用許諾書

平成 年 月 日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
理事長 殿

著作者氏名 印

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構刊行物取扱規程第3条の規定に基づき、畜産草地研究所研究報告第7号の私が有する著作権については、研究機構に対して下記の利用許諾を行うこととします。

### 記

- 1 刊行すること
- 2 翻訳すること
- 3 CDを作成し、及び配布すること
- 4 インターネットで公開すること
- 5 その他著作権法上認められる一切の著作物としての利用
- 6 第三者に対してこれら一切の利用の許諾を行うこと

編集委員会事務局  
企画管理部情報広報課  
早川忠志  
那須企画管理室連絡調整チーム  
折原孝志

本研究報告から転載、複製を行う場合は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所の許可を得て下さい。

平成19年3月16日 印刷

平成19年3月16日 発行

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

## 畜産草地研究所

〒305-0901 茨城県つくば市池の台2

TEL 029-838-8600(代)

FAX 029-838-8606

印刷所 前田印刷(株)筑波支店

# 畜産草地研究所研究報告及び畜産草地研究所研究資料投稿規定

13畜草B第43号  
平成13年4月1日

(目的)

第1条 畜産草地研究所研究報告及び畜産草地研究所研究資料への投稿については、この規定の定めるところによる。

(投稿者の資格)

第2条 投稿者は原則として、畜産草地研究所職員（以下、「職員」という。）及び流動研究員、依頼研究員、日本学術振興会特別研究員、日本学術振興会外国人特別研究員等（以下、「他の職員」という。）とする。

- 1 職員が投稿する内容は、主として畜産草地研究所で行った研究とする。
- 2 他の職員が投稿する内容は、畜産草地研究所で行った研究とする。

(投稿原稿の内容)

第3条 投稿原稿の内容は次のとおりとする。

- 1 畜産草地研究所研究報告 (Bulletin of National Institute of Livestock and Grassland Science/  
略誌名: Bull. Natl. Inst. Livest. Grassl. Sci.)  
(1) 原著論文: 畜産草地研究所（以下、「当研究所」という。）において行った試験研究及び当研究所以外の者に委託して行った試験研究の成果に関わる論文とする。  
(2) 短 報: (1) 以外の研究の予報、速報などの短報とする。  
(3) 技術論文: 新しい技術や技術の組立、実証などを主体とする報告。  
(4) 総 説: 畜産草地研究に関わるものとする。総説は投稿のほか、編集委員会が依頼したものを含む。  
(5) 学位取得論文: 当研究所において主として行った試験研究による学位取得論文とする。
- 2 畜産草地研究所研究資料 (Memoirs of National Institute of Livestock and Grassland Science/  
略誌名: Mem. Natl. Inst. Livest. Grassl. Sci.)  
(1) 調査資料・技術資料・研究資料: 当研究所において行った試験研究及び当研究所が当研究所以外のものに委託して行った試験研究のうち、学術的・産業的に有用な未発表の資料とする。

(著作権の帰属及び利用の許諾の取扱い)

第4条 掲載された論文の著作権は、著述した者に帰属し、別紙様式により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対して無償にて利用の許諾が行われるものとする。

(原稿の執筆)

第5条 原稿の執筆にあたっては、別に定める畜産草地研究所研究報告及び畜産草地研究所研究資料執筆要領に基づくものとする。使用する言語は日本語または英語とする。

(原稿の提出)

第6条 次の手続きにより原稿及び原稿提出票を事務局に提出する。

- 1 職員は原稿提出票に必要事項を記載し、所属研究チーム長及び担当する研究管理監等の校閲を受ける。
- 2 他の職員は原稿提出票に必要事項を記載し、所属研究チーム長及び研究チームを担当する研究管理監等の校閲を受ける。

(受付)

第7条 原稿及び原稿提出票を事務局が受け取った日を受付日とする。  
受理日は編集委員会の審査の結果、掲載が妥当と認められた日とする。

(審査)

第8条 編集委員会は次の手続きにより論文を審査する。

ただし、学位取得論文については審査を省略することができる。

- 1 編集委員会は論文の内容により審査員正副をそれぞれ1名決定し、論文審査を依頼する。  
審査員は所内及び所外の研究者等とし、その氏名は公表しない。
- 2 審査員は論文審査票により審査を行う。また必要に応じて指摘事項を書き出し提出する。
- 3 事務局は審査員と著者の間のやり取りの対応にあたる。
- 4 編集委員会は審査員の審査結果を参考にして掲載の可否を判断する。  
審査の内容によっては著者に原稿の訂正を求めることができる。
- 5 著者は審査結果を受領後、編集委員会が指定する期日までに修正原稿を事務局に提出する。

(校正)

第9条 著者による校正は原則として初校のみとする。

校正は誤植の訂正程度にとどめる。やむを得ず大きな変更等を行う場合には編集委員会の承諾を得なければならない。

(別刷り)

第10条 別刷りは次のとおりとする。

- 1 100部とし、筆頭著者が代表で受け取る。
- 2 別刷りの追加を希望する場合は研究チーム負担で印刷する。

附則

この規定は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。



